

監視・自動復旧サービス利用約款

第1条（本約款の適用）

- 1 NHN テコラス株式会社（以下「当社」といいます。）は、監視・自動復旧サービス利用約款（以下「本約款」といいます。）を定め、契約者が本約款の内容を遵守することを条件として、本サービス（第2条第1項第1号に定義します。）を提供します。
- 2 サイオステクノロジー株式会社（以下「サイオス社」といいます。）が定める SLO（第2条第1項第12号に定義します。）は適用されないものとします。

第2条（定義）

本約款における次の用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 本サービスとは、当社がサイオス社から提供を受け、当社が契約者に提供する監視・自動復旧サービス及びこれに付随するサービスをいいます。
- (2) 利用契約とは、本サービスの利用を希望する者が本約款に同意の上、本サービスの申込みをし、当社が承諾することによって成立する契約をいいます。
- (3) 契約者とは、当社と利用契約を締結した者をいいます。
- (4) 課金開始日とは、利用契約の成立後、当社が別途指定する本サービスの提供を開始する日をいいます。
- (5) 担当責任者とは、契約者が本サービスの提供を受けるにあたり、当社からの連絡が可能でかつ日本語にて対応することができる者として契約者が選任した者をいいます。
- (6) 連絡先等とは、担当責任者の連絡先住所、電話番号及び電子メールアドレスその他当社が指定する事項をいいます。
- (7) 本件資料とは、当社が契約者に対して本サービスを提供する上で必要な、契約者が用意・作成する仕様その他の資料をいいます。
- (8) 再委託先とは、当社が契約者に対して本サービスを提供するために必要な業務の全部又は一部を第三者に委託する場合における当該第三者をいいます。
- (9) 契約者情報とは、契約者の商号及び住所をいいます。
- (10) 本サービスの料金とは、本サービスの提供を受ける対価として、契約者が当社に対して支払う金銭をいいます。
- (11) 本サービスの料金等とは、本サービスの料金に消費税額を加算した金銭をいいます。
- (12) SLO とは、サイオス社が定める本サービスのレベル目標をいいます。

第3条（約款の変更）

- 1 当社は、契約者に事前の通知をすることなく、当社又はサイオス社の都合により本約款を改定することができるものとし、改定した場合における利用契約の内容は変更後の本約款によるものとし、改定した場合には、改定した内容が適用されるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社が本約款を改定する場合において、影響を受ける契約者がいるときは、当社は、当該契約者に対して、書面、電子メール又は当社ウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断する方法により事前にその内容を通知するものとし、改定した内容が適用されるものとします。

第4条（契約申込み）

- 1 本サービスの利用を希望する者は、本約款の内容に同意の上、当社が別途指定する方法によって本サービスの申込みを行うものとし、改定した内容が適用されるものとします。
- 2 本サービスの申込者は、本約款の内容に同意したものとみなされます。

第5条（申込みの承諾）

- 1 当社は、前条による本サービスの申込みに対して、当社の裁量によりその諾否を決定するものとし、次の各号に掲げる場合のほか、申込みに対する承諾をしない場合があるものとし、改定した内容が適用されるものとします。
 - (1) 本サービスの申込者が、本サービスを含む当社又は当社のグループ会社のサービス料金、費用、割増金若しくは遅延損害金の支払を怠り、又は怠るおそれがある場合
 - (2) 本サービスの申込者が、当社又は当社のグループ会社のサービスの信用を毀損するおそれがある場合
 - (3) 本サービスの申込者が、第31条（反社会的勢力の排除）第1項各号のいずれかに該当し、またはその可能性があるとして当社が判断した場合
 - (4) 申込書等に虚偽の記載があった場合
 - (5) 本サービスの提供が技術上困難と考えられる場合
 - (6) 前号までのほか、当社の業務遂行上支障があり、当社が利用契約を締結することが適当でないと判断した場合
- 2 当社が第4条（契約申込み）の申込みに対して承諾する場合には、当社は申込者に対して書面又は電子メールによって承諾の通知をします。

第6条（契約の成立時期）

利用契約は、第4条（契約申込み）の申込みに対して、第5条（申込みの承諾）の承諾の意思表示が発せられたときに成立するものとし、改定した内容が適用されるものとします。

第7条（契約期間）

- 1 本サービスの提供期間は、当社が契約者に対して、本サービスの設定完了を通知した日（以下「開始日」といいます。）から開始し、別途解除の手続を取るまでとします。また、開始日が属する月の翌月1日から1か月を経過するまでの期間を最低利用期間とします。
- 2 当社は、利用契約成立後に別途電子メールその他当社が適当と判断する方法によって課金開始日を契約者に通知するものとします。

第8条（利用目的）

- 1 契約者は本サービスを自己が利用する限りにおいて利用できるものとし、第三者に再販売又は使用を許諾してはならないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約者は当社の事前の書面による承諾を得た場合には、本サービスを第三者に再販売し、又は使用を許諾することができるものとします。この場合には、契約者は当該第三者に対して、契約者が利用契約に基づき負う義務と同等の義務を当該第三者に負わせるものとし、当該第三者の義務違反について、当社に対して責任を負うものとします。

第9条（担当責任者）

- 1 契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、予め担当責任者の連絡先等を、当社が指定する手段で当社に届け出るものとします。
- 2 契約者は、担当責任者が交代した場合又は連絡先等に変更がある場合には、直ちに当社に届け出るものとします。
- 3 当社が本サービスを提供するにあたり契約者に連絡するときは、担当責任者に対して連絡すれば足りるものとし、契約者が、前項の通知を怠ったことにより当社からの連絡を認識せず、又は当社からの連絡が不能なことに起因して契約者（本サービスに関わる契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、当社は当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 4 担当責任者が日本国外に居住することにより契約者に損害が生じた場合も前項と同様とします。
- 5 担当責任者が日本国外に居住することにより当社に国際電話料金等の追加費用が生じた場合には、契約者は当該費用を当社に対して支払うものとします。

第10条（契約者情報の変更通知）

契約者は、契約者情報に変更があったときは、当社に対して速やかに当社が指定する方法によってその変更を届け出るものとします。

第11条（契約者の義務）

- 1 契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、次の各号に定める事項を実施する責任を負うものとします。
 - （1） 担当責任者を任命し、適切な指示を行わせること
 - （2） 当社が指名した要員による事業所内立ち入りを許可し、その安全を確保すること
 - （3） 施設、設備、プログラム、データ、その他本サービス提供に必要な有形無形の契約者の人的物的資源を、契約者の判断に基づき適切に当社の利用に供すること
 - （4） プログラムやデータのバックアップを確保すること
- 2 契約者が、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合には、契約者は自己の責任と費用をもって処理、解決するものとし、理由の如何を問わず、当社にいかなる責任も負担させないものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

第12条（資料の提供）

- 1 契約者は、当社の求めに応じて本件資料を当社に対して提供しなければならないものとします。
- 2 当社は善管注意義務をもって本件資料を保管及び管理するものとし、本サービスを提供する目的以外の目的に使用してはならないものとします。
- 3 当社は、本サービスの提供に必要な範囲で、本件資料の全部又は一部を複製又は、複写することができるものとします。
- 4 契約者が本件資料の提供を遅滞し、又は内容に誤りがあることによって、当社が本サービスの提供を遅滞し、不完全な履行をし、又は履行不能となった場合において、契約者に損害が生じたときであっても、当社は当該損害に対する責任を負わないものとします。

第13条（アクセスの許可）

当社は、本サービスを提供する上で、当社が必要と認めた場合には、契約者のネットワーク、サーバ、インスタンスその他の機器にアクセスし、又は契約者の社屋その他の構内において本サービスを提供するための必要な業務を行うことができるものとし、契約者はこれらのために当社に必要な情報を提供し、許可し又はその他必要な措置を取るものとします。

第14条（再委託）

- 1 当社は、自己の責任において、本サービスを提供するための必要な業務の全部又は一部を、サイオス社を含む再委託先に委託することができるものとします。
- 2 前項の定めにより、再委託先に業務を委託する場合には、当社は当該再委託先に利用契約によって当社に課された義務と同等の義務を課すものとし、当該業務に関する再委託先の行為について責任を負うものとします。

第15条（保証）

本サービスは現状有姿で提供され、当社は、本サービスにつき、事実上又は法律上の瑕疵（特定の目的への適合性、商業的有用性、または第三者権利の非侵害性を含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも一切保証しません。契約者は、契約者の意図する結果を達成するために本サービスを選択することについて単独で責任を負い、本サービスの利用及び本サービスから得られる結果について単独で責任を負います。また、当社は、本サービスにエラーがないこと、ウイルスが付着していないこと、その他の不具合がないこと、本サービスが契約者の希望に合致すること、契約者が自己のアカウント上に保管するデータ及びファイルの紛失若しくは毀損が生じないこと、契約者のデスクトップ若しくはサーバ上のデータの紛失若しくは毀損が生じないこと、及び本サービスの瑕疵が是正されることについていかなる保証も行いません。

第16条（免責）

- 1 本サービスを利用して契約者が提供又は伝送する情報については、契約者の責任で提供されるものであり、当社は、その内容についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
- 2 契約者は、自らの管理責任により、アカウント等を不正使用されないよう厳格に管理するものとし、いかなる場合も、アカウント等を第三者に開示、貸与、譲渡等してはならないものとします。当社は、アカウント等の不正利用によって契約者に生じた損害について一切責任を負わず、契約者のアカウント等による本サービスの利用その他の行為については、全て契約者の行為とみなすことができます。
- 3 契約者は、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、サイオス社の都合により本サービスの内容が追加・変更・削除される場合があることを予め承諾するものとします。当社は本サービスの内容の追加・変

更・削除がなされる場合において、変更前の本サービスの全ての機能・性能が維持されることを保証いたしません。

第17条（禁止行為）

契約者は、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。契約者が次の各号に掲げる行為をした場合には、当社は事前に契約者に通知することなく、契約者の本サービスの利用を制限し、本サービスに格納された契約者のデータを削除し、及び契約者に対して損害賠償を請求することができるものとします。

- (1) 当社の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に本サービスを販売し、又は使用させる行為
- (2) 当社又は第三者の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 当社若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- (4) 第三者の人権を侵害する行為若しくは公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為
- (6) 本サービスの運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
- (7) 当社若しくは本サービスの信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
- (8) 当社に対して虚偽の申告その他不正な届出を行う行為
- (9) 有害なプログラムを使用若しくは提供する行為またはそのおそれのある行為
- (10) 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (11) 契約者のものとして登録したメールアドレス及びパスワードを契約者以外の第三者に入力させて本サービスを利用させる行為
- (12) 本サービスの全部又は一部を複製、変更、翻案等する行為
- (13) 本サービスの利用目的に反する行為又は本利用規約等に反する行為
- (14) 本サービスにかかるシステム情報（以下「システム情報」といいます。）の全部又は一部を複製すること
- (15) 本サービス若しくはシステム情報の一部を改変又は翻案すること
- (16) 本サービス若しくはシステム情報のトレース、デバック、逆アセンブル、デコンパイル、その他の手段により、システム情報の構造、機能、処理方法等を解析し、又はシステム情報のソースコードを得ようとする事
- (17) システム情報における知的財産権表示を削除又は改変すること
- (18) システム情報に基づいて発明、考案、意匠の創作、著作物等の知的財産権の対象物を作成すること
- (19) システム情報を冒用し、又はシステム情報に補足等を行うことにより、産業財産権として冒認出願し、又は著作権登録申請を行うこと

- (20) 前各号の行為を直接若しくは間接に惹起し又は容易にする行為
- (21) 前各号に定めるほか当社又はサイオス社が不適當であると判断する行為

第18条 (本サービスの停止)

- 1 当社は、次のいずれかの事項に該当するときには、本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 当社の電気通信設備等の保守又は工事によりやむを得ない事由があるとき
 - (2) サイオス社の都合によりシステムの保守を行うとき
 - (3) サイオス社の本サービスの運営上又は技術上の理由でやむを得ないとき
 - (4) 当社が設置する電気通信設備等の障害等やむを得ない事由があるとき
 - (5) 火災、停電、事故等により本サービスの提供ができないとき
 - (6) 地震、噴火、洪水、津波、戦争、暴動、労働争議その他不可効力により本サービスの提供ができないとき
 - (7) 第三者による妨害行為等により本サービスの継続が契約者に重大な支障を与えるおそれがあるとき
 - (8) 本サービスの料金等の支払日までに、契約者が本サービスの料金等を支払わないとき
 - (9) 契約者が法に違反し若しくは違反するおそれのある態様又は公序良俗に反する若しくは反するおそれのある態様において本サービスを利用したとき
 - (10) 警察、裁判所その他の政府機関による正当な手続を経た通信の停止命令が出されたとき
 - (11) 第17条 (禁止行為) に定める禁止行為を行ったとき
 - (12) 当社は又はサイオス社の裁量により契約者による本サービスの利用が適當ではないと判断したとき
 - (13) 前各号のほか、契約者が、本約款の規定に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又はそのおそれのある行為をしたとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスを停止しようとするときは、予めその理由及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合にはこの限りではありません。
- 3 当社は、当社が第1項に基づき本サービスの提供を停止したことにより契約者 (本サービスに関わる契約者の顧客、契約者のサービス利用者その他の契約者の関係者を含みます。) に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。

第19条 (契約の解除)

- 1 当社及び契約者は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要することなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 利用契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反状態を是正しないとき
 - (2) 手形又は小切手の不渡りを出したとき
 - (3) 破産手続の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立て又はこれらの手続の開始決定があったとき
 - (4) 仮差押え、仮処分、差押え、滞納処分又は競売手続の開始があったとき
 - (5) 営業を停止し若しくは廃止し、又は営業譲渡、解散、合併の決議をしたとき
 - (6) 第三者に企業買収されたとき又は主要株主に変動があったとき
 - (7) その他財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- 2 前項のほか、当社は契約者が次のいずれかに該当する場合には、利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 契約者が第17条（禁止行為）及び第18条（本サービスの停止）第1項第8号から第13号のいずれかに該当するとき
 - (2) 第5条（申込みの承諾）第1項各号の規定に該当し、相当の期間を定めて催告しても是正されないとき
- 3 前項までに定めるほか、契約者は、当社に対して、開始日の属する月の翌月以降の日から解約希望日を決定し、1か月前までに当社の定める解約申込書で解約を申し込み、当社が承諾することによって、利用契約を解除することができるものとします。
- 4 当社が第26条（サービスの廃止等）の規定により、本サービスを廃止した場合には、当該廃止した日に利用契約が解除されたものとします。
- 5 本条に基づき、利用契約が解除された場合であっても、当社はすでに受領した本サービスの料金等を返金する義務を負わず、また当社及び契約者は相手方に損害が発生したとしても当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

第20条（本サービスの料金及び支払日）

- 1 当社は本サービスの料金を毎月末日で締め、翌月第2営業日に契約者に対して本サービスの料金にかかる請求書を送付するものとします。
- 2 契約者は、前項の締め日の翌月末日までに当社が別途指定する口座に振り込むことによって、本サービスの料金等を支払うものとします。振込みにかかる手数料は契約者の負担とします。
- 3 本サービスの料金は、開始日の属する月は無料とします。

- 4 本サービスの料金はサイオス社の都合により、変更される場合があります、変更された場合には当該変更後の本サービスの料金をサイオス社の指定する時期より支払うことを契約者は予め承諾するものとします。

第21条（解約料）

第7条（契約期間）第1項の規定にかかわらず、契約者が本サービスの最低利用期間中に利用契約を解除する場合には、契約者は、解約料として、1か月分の本サービスの料金相当額を、当社が別途定める期日までに支払うものとします。

第22条（割増金）

本サービスの料金等の支払いを不法に免れ、又は免れようとした契約者は、その免れ又は免れようとした金額のほか、その金額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した割増金を支払うものとします。

第23条（遅延損害金）

- 1 契約者は、本サービスの料金等、費用又は割増金を第20条（本サービスの料金及び支払日）第2項に定める支払日までに支払わなかった場合には、当該本サービスの料金等、費用及び割増金に加え、年利6%の遅延損害金を支払うものとします。
- 2 前項の規定により計算して得た金額に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとします。

第24条（契約者の支払い義務）

契約者が利用契約に基づく義務の履行を怠り、当社が本サービスを提供することができない場合でも、契約者は利用契約に基づく当社に対する金銭の支払い義務は免れないものとします。

第25条（返金等）

当社は、本サービスの料金等を受領した場合には、いかなる事由があってもその返金を行わないものとします。

第26条（サービスの廃止等）

- 1 当社は、当社の都合により本サービスを廃止することがあります。
- 2 当社は、サイオス社が本サービスにかかるサービスを廃止し、又は当社とサイオス社間の本サービスにかかる契約が解除されたときは、本サービスを廃止することがあります。

- 3 当社は、前項までの規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、事前に書面によりその旨を通知します。
- 4 当社は、関係官庁又は関連法令の定めに従い、本サービスの料金等その他の提供条件について変更を行う場合があります。この場合において、契約者はその変更について苦情、申し立て又は救済措置の請求を行うことができないものとします。
- 5 第1項又は第2項に基づき本サービスを廃止した場合において、契約者に損害が生じたとしても、当社はその責任を負わないものとします。

第27条（知的財産権等）

プログラム、サービス提供画面、ソフトウェア等本サービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他一切の財産的権利又は人格的権利（以下「知的財産権等」といいます。）は、全て当社又は当社にライセンスを許諾するライセンサーに帰属します。

第28条（機密保持義務）

- 1 「本件機密情報」とは、当社又は契約者が相手方から提供を受けた情報のうち、開示する際に機密である旨を明示して開示した情報をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、本件機密情報に含まないものとします。なお、本件機密情報を開示する当事者を「開示者」、受領した他方当事者を「受領者」といいます。
 - (1) 公知の事実及びその他一般に入手可能な情報
 - (2) 受領者が、当該情報の受領時に既知であった情報
 - (3) 受領者が、開示者による開示とは無関係に後日開発した情報
 - (4) 受領者が、正当に開示する権利を有する第三者より後日正当に入手した情報
- 2 受領者は、以下の各号に基づき本件機密情報を利用契約が有効に存続する期間及び終了後3年間、機密として保持するものとします。
 - (1) 本件機密情報を自己の機密情報と同等の注意をもって管理し、第三者に対して開示、公表、漏洩してはならないものとします。
 - (2) 受領者は、本サービスを提供し、又は本サービスの提供を受ける目的以外の目的で本件機密情報を使用してはならないものとします。
 - (3) 受領者は、本件機密情報を利用契約に係る役員及び従業員（以下「関係従業員等」といいます。）以外のものに開示してはならないものとします。受領者は、関係従業員等に対して、本件機密情報に関し機密保持義務を負う旨を明確に告示し、機密保持義務に関する誓約を受ける等の必要な措置を行い、また必要な管理監督を行うものとします。

- (4) 受領者は、開示者の書面による事前承諾なしに、本件機密情報を、本利用契約を履行するために必要な場合を除いて、複製、複写、転写及び翻訳等をしないものとします。
 - (5) 受領者は、本件機密情報について機密である旨を明示し、他の情報とは区別して保管するものとします。
 - (6) 受領者は、法令に基づく請求又は裁判所や国家機関の命令による場合等、やむを得ない事由のあるときは、本件機密情報を第三者に開示することができます。
- 3 開示者により開示された個人情報とは本件機密情報として扱うものとし、受領者はその個人情報について漏洩、改ざん、盗聴が行われることがないよう最大限の努力をするものとします。
 - 4 当社及び契約者は、本件機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、直ちに相手方に報告するものとします。
 - 5 当社は、本条の規定に関わらず、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」第4条に基づく開示請求が第三者からなされ、その要件が充足された場合、当該開示請求の範囲に限り、契約者の個人情報を当該請求者に対し開示することができるものとします。
 - 6 当社と契約者との間で、別途「機密保持契約」及び「個人情報の保護」（契約名称にかかわらず、同様の目的で締結される契約等を含みます。）に関する契約を締結した場合は、当該別途締結した契約を優先させるものとします。
 - 7 本条の規定にかかわらず、当社は、自己の責任において、当社の親会社及びサイオス社（以下「関係会社」といいます。）に対して、本件機密情報を開示することができるものとします。ただし、本件機密情報のうち、利用契約の履行のために、必要かつ合理的でない情報はこの限りではありません。なお、本項に基づき本件機密情報を開示する場合には、当社は、利用契約に基づき当社に課された機密保持義務と同等の義務を関係会社に課すものとし、関係会社の義務違反につき責任を負うものとします。

第29条（損害賠償）

- 1 当社は、自己の責に帰すべき事由によって契約者に損害を与えた場合であっても法令上許容される限りにおいて債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因を問わず一切の責任を負わないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令上責任を負う場合には、当社は、当該損害発生の直接の原因となった事実が発生した月の、本サービスの料金の1か月分を上限として、当該損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、当社及び契約者は、その予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については責任を負わないものとします。

第30条（不可抗力及び免責）

当社及び契約者は、天災、地震、火事、交通機関の労働争議、騒乱、伝染病、納入業者の債務不履行、法令の変更、政府、関連省庁若しくは地方公共団体による規制、指示その他の指導、輸送機関の問題又は自己のコントロールの及ばない事項等の不可抗力によって、相手方に損害が生じたとしても、何ら責任を負わないものとします。

第31条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び契約者は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない。）を有する者
 - (7) その他前各号に準じる者
- 2 当社及び契約者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限られない。）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
- 3 当社及び契約者は、相手方が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく利用契約を解除することができるものとします。
- 4 当社及び契約者は、前項の規定により利用契約を解除した場合、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

第32条（権利及び義務並びに地位の譲渡の禁止）

当社及び契約者は、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第33条（協議）

本約款に定めのない事項又は疑義のある事項が生じた場合には、当社及び契約者は誠意を持って協議し、その解決を図るものとします。

第34条（終了後の措置）

- 1 当社は、理由のいかんを問わず、利用契約が終了した場合には、本サービスに格納された一切のデータを契約終了日から7日以内に消去するものとします。
- 2 当社は、前項に基づく消去に伴う契約者の損害について、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

第35条（存続条項）

理由のいかんを問わず、利用契約が終了した場合であっても、第28条（機密保持義務）に定める機密保持義務は、利用契約終了後3年間、第15条（保証）、第16条（免責）、第19条（契約の解除）第5項、第26条（サービスの廃止等）第5項、第29条（損害賠償）、第30条（不可抗力及び免責）、第31条（反社会的勢力の排除）第4項、第32条（権利及び義務並びに地位の譲渡の禁止）、第34条（終了後の措置）、本条、第36条（管轄裁判所）及び第37条（準拠法）は、期間の定めなく有効に存続するものとします。

第36条（管轄裁判所）

利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条（準拠法）

本約款の解釈は日本法に基づくものとします。

附則

2019年 4月18日制定・施行